# 中土佐町農業委員会 会議事録

(令和3年度第11回総会)

1. 開催日時: 令和4年3月30日(水) 午後1時30分 ~ 午後2時25分

その他を含めると午後2時55分終了

2. 開催場所: 中土佐町役場1階大会議室

3. 出欠委員:	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	0	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	0	
	2番	岩本 隼夫	0	
	3番	下元 和惠	0	
	4番	政岡 富生	$\circ$	
	5番	政岡 直文	0	
	6番	山岡 正治	0	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	$\circ$	
	2番	岩﨑憲二	$\circ$	
	3番	黒原 美一	0	
	4番	下元 勲	0	
	5番	田上 敦之	0	
	6番	野村 正幸	0	
	7番	正岡 裕二	0	
	8番	山本 孝志	0	
		合計	15 人	0 人

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (3件) 4. 議事日程:

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(2件)

第3号議案 非農地証明願について(4件) その他1 地区委員からの報告及び提案等

その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山﨑 正明 事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限:

第2号議案1 山本 孝志委員 第2号議案2 山本 孝志委員 該当あり

議長 それでは令和3年度の第11回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。

議長 出席委員は15名中15名で総会は成立しております。議事録署名 人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いません か。

『異議無し』

議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。2番、岩本 隼夫委員さん。3番、下元 和惠委員さん。よろしくお願いしま す。

議長 第1号議案の1「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員何かありましたら お願い致します。

黒原 美一委員 はい、現地は以前きちんと管理されておりましたが、最近は耕作されていない状態です。これから耕作されるのであれば特に問題はないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】

議長 ┃ 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1号議案1、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 │ 異議なしということなので、第1号議案の1は許可されました。

議長 続きまして第1号議案の2「農地法第3条の規定による許可申請」 についてです。 事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員 これから耕作されるのであれば、特に問題はないと思います。

令和3年度第11回総会(3月) 議事録

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

【小休中】

議長 Ⅰ 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 | 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1号議案の2、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 | 異議なしということなので、第1号議案の2は許可されました。

議長 第1号議案の3「農地法第3条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会規定第11条により、有澤 明男委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。

【有澤 明男委員退席】

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん何かありました。 たらお願い致します。

岩本 隼夫委員 │ はい、現地はきちんと管理されており特に問題はないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

【小休中】

議長 ┃ 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 ┃ 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1号議案3、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 **異議なしということなので、第1号議案の3は許可されました。** 

それでは、有澤 明男委員を呼んできてください。

【有澤 明男委員着席】

議長 有澤 明男委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

令和3年度第11回総会(3月) 議事録

議長 続きまして第2号議案 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを議題といたしますが、中土佐町農業委員会規定第11条により、山本 孝志委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。第2号議案は1と2がありますが、関連がありますので事務局より

新る 5 職業は 1 と 2 がめりよりが、 関連 まとめて説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん何かありました。 たらお願い致します。

黒原 美一委員 現地は広いですが、耕作条件の良い農地ではなく、休耕田となって おります。周辺の農地に影響もないので特に問題ないと思います。

> 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

> > 【小休中】

議長 ┃ 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 ┃ 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第2号議案1と2「農地法第5条第1項の規定に よる許可申請」について、許可することにご異議は御座いません か。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第2号議案の1と2は許可されました。

それでは、山本 孝志委員を呼んできてください。

【山本 孝志委員着席】

議長 │ 山本 孝志委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

議長 続きまして第3号議案の1 「非農地証明願」についてを議題とい たします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。

山本 孝志委員 現地は随分前から原野になっており、農地に戻すことができない状 況なので地目の適正化が妥当だと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

【小休中】

令和3年度第11回総会(3月) 議事録

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 ┃ 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

【発言無し】

議長 採決を致します。第3号議案の1「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 ┃ 異議なしということなので、第3号議案の1は許可されました。

議長 続きまして第3号議案の2 「非農地証明願」についてを議題とい たします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員 現地は随分前から雑種地になっており、農地に戻すことができない 状況なので地目の適正化が妥当だと思います。

> 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

> > 【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】

議長 ┃ 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

【発言無し】

議長 採決を致します。第3号議案の2「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 **■** 異議なしということなので、第3号議案の2は許可されました。

議長 続きまして第3号議案の3 「非農地証明願」についてを議題とい たします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の政岡 直文委員さん、何かありましたらお願い致します。

令和3年度第11回総会(3月) 議事録

政岡 直文委員

はい、現地は随分前から宅地になっており、農地に戻すことができない状況なので地目の適正化が妥当だと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

#### 【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第3号議案の3「非農地証明願」について、許可 することにご異議は御座いませんか。

#### 『異議無し』

議長

異議なしということなので、第3号議案の3は許可されました。

議長

続きまして第3号議案の4 「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員

現地は宅地の横にあった畑でしたが、随分前から雑種地となっており、農地に戻すことができない状況なので地目の適正化が妥当だと 思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

#### 【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

#### 【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

#### 【発言無し】

議長

採決を致します。第3号議案の4「非農地証明願」について、許可 することにご異議は御座いませんか。

#### 『異議無し』

議長

異議なしということなので、第3号議案の4は許可されました。

議長

以上をもちまして、令和3年度第11回総会を閉会致します。引き 続きその他の案件に移ります。

公開用		令和3年度第11回総会	(3月) 議事録
Г	1		
	<b></b>		
اً ا	署名委員		
ĺ	五 委		
-   <u> </u>	<b>員</b>		
	署 名 欄		
	<b>4</b> 		
[1	IIXI		

その他1

## 地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他2

## 事務局からの諸連絡等

農業振興地域整備計画全体見直しについて

活動記録簿について

来月の総会日程の確認

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	貸付人		
借受人・譲受人	借受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程。	する総会	議案	番号	調査日
令和3年度第11回 総会		第 1-	1 号	令和4年3月16日
総評	農地法第3条第2項に 判断できる。	おける要件	こ該当して	[おり、許可基準を満たしていると
特記事項				

### 3. 法外審查

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

#### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

4. 辰地第3条第2頃にわける小計可安性の確認			
項目		調査結果	判断理由
①全部効率要件	(2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
  ②農地所有適格法人以外の法人 	(2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託	(2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事	(2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は154日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積	(2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4,555㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止	(2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和	(2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断・他の農業者の水利の阻害・地域の営農体系の阻害・共同防除等の支障・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員:	黒原 美一委員
作成:	事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程で	する総会	議案番号	調査日
令和3年度第11回 総会		第 1-2 号	令和4年3月16日
総評	総評 農地法第3条第2項に 判断できる。		しており、許可基準を満たしていると
特記事項			

#### 3. 法外審查

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

4. 農地第3条第2頃における不計り要件の確認			
項目		調査結果	判断理由
①全部効率要件	(2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 	(2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託	(2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事	(2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積	(2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は1,123㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止	(2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和	(2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断・他の農業者の水利の阻害・地域の営農体系の阻害・共同防除等の支障・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員:	岩本 隼夫委員
作成:	事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程~	する総会	議案番号	調査日		
令和3年度	第11回 総会	第 1-3 号	令和4年3月16日		
総評	農地法第3条第2項に 判断できる。	おける要件に該当して	おり、許可基準を満たしていると		
特記事項					

### 3. 法外審查

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

#### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

4. 辰地弟 3 宋弟 2 頃にわける小計中安件の確認											
項目		調査結果	判断理由								
①全部効率要件	(2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日 数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。								
②農地所有適格法人以外の法人 	(2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し								
3信託	(2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。								
④農作業常時従事	(2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は120日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。								
⑤下限面積	(2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4,100㎡であり、1,000㎡を超える。								
⑥転貸禁止	(2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。								
⑦地域調和	(2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断・他の農業者の水利の阻害・地域の営農体系の阻害・共同防除等の支障・極端な借賃による借賃市場の暴騰								

担当委員:	岩本 隼夫委員
作成:	事務局 小松 舞

令和 4年 3月 30日

#### 中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

		申請者の住所等	譲渡人	(	)					(氏名	롤)					外	名
		下明有 少庄/月子	譲受人	(	)					(氏名	፭)						
			Ē	<b>听在地番</b>	高知県高岡郡	中土佐町											
申請に		<b>カニキ) - パッ しゅ</b>	地	目別面積	田	m²	畑	2059㎡(実) 2798.5㎡のI 893		採草	放牧	地		m²	その他		m³
に係る	保 申請に係る土地 - る -		10a当	り平均収穫高	田	kg	畑		kg	採草	放牧	地		kg	その他		
る事項				に係る土地の 在する区域	市街	化区域	•	市街化調	整区域			7	の他の区	域	·		
	1	事業計画		活用地・工場用地等 に記載すること)	特別養護老人	ホーム											
			=	C事計画	着工	許	可日	力划	ъ̀		完	了	許	可日か	ら30年間		
		農地の区分 許可基準に定める農 区分の該当事項				2種農地 第2の1のオの	カ(ア)					条	項	E	豊 地	採草	その他
		該当事項とした判断理 (申請に係る農地の営 及び周辺の市街地化	農条件	業振興地域内に	囲まれた集落に こあるが農用地で はない。また、生産	はない。転用	用目的	を達成するた	めの			· ·		,		放牧地	
		状況を記載すること)		施することによる 甲種農地	る営農条件への影			い。		申	法第	所有く転り	権に基づ 目		mi		
		転用候補地内の 農地の区分別面積	面積	甲俚辰地	第1種農地	その8	93.80		0.00 m²	請	4 条	その	他		mi		
		およびその割合検討	事 項		意	見	100	% 意見決定のF	100 %	条		(	)				
農	1 農地の区分と転用目的					<i>7</i> L		公共投資がさていない生産	:h	項			権移転		893.80 m	m²	
地転用		申請土地が甲種農地 農地である場合におい ことがやむを得ないと	いて、その別	農地を申請する	適当	不適当		の低い農地と められる。	認		法 第 5	移転	権設定・		mi	m²	
に関す		資力及び信用			適当	不適当		事業計画に対 て、問題は認 れない。			条	移転			mi	m²	
る許		転用行為の妨げとなる の有無			あり	なし			農		(	)		mi			
可基準	4	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性			確実	不確実		計画は具体的で ある。 			月	法	<b>人</b> 李 梅		きの 状 	况 条第6項	当事者
からみ	5	行政庁の免許、許可、	認可等の	処分の見込み	確 実	不確実		不確実の指導を 受けていない。			車 ナ る	第 1 8	合意解	手ポリ		受領済	協議中
た意見	6	農地以外の土地の利	用見込み		確実	不確実				手続		条	その		未受付	検討中	送付済
,	7	計画面積の妥当性			適当	不適当		事業内容に対		申	ii		令和	4 年			
	8	宅地の造成のみを目 当性	的とする場	合には、その妥	適当	不適当		」る。 隣接土地所有者 は申請者のため				委員: 決定	会受付	令和	4 年		
	9	周辺の農地等に係る	営農条件へ	の支障の有無	なし	あり					知事	に送ん	4	令和	角		日
	10	一時転用である場合に	こは、その	妥当性	適当	不適当		支障はない。		経過	指令	*書接	受	平成	<b>年</b>		l B
	11	法令(条例を含む。)( 行政庁との協議の進		付けられている	終了	未了					知馬	事の処	分	条件 平成	:付	一部許可 無条件 月	不許可
			市	業の種類	事業施行者	×.	16:2	<b></b> 「面積	申請地	ア月月よ	をナン	不能	1:/1:	行時期		申請地に	日 関係する
!	特定	土地改良事業等関係		該当なし	尹未爬11年		/旭1	] 即傾	中田地	(二天)	<b>ホッ</b> な	ノ田作	加	11 11/1/19		土地改具	良財産
				都市計画区均	ず決定の有無	<b>=</b>	画区	域内	· [	計画	画区	或外	(告:	示	昭和 50	年 2月	28 日)
申請	青に化	系る土地と都市計画と	の関係	都市計画法領 地区の決定	第8条の地域	地域地決定な		重類					<u> </u>				
農業振興地		<b>載決定の有無</b>		長興地	域内		振り	興地	或外	(告:	示	昭和 49	年 3月	30 ⊟ )			
		系る土地と 興地域整備計画との関	係	農用地区域沿	央定の有無	農	用地區	区域内	· [	農用	地区	域外	(決:	定	昭和 49	年 3月	30 目)
	総合	意見		ı	排水は、既存の												
	許可	が相当と認められる場	合に付する	べき条件	特になし												

都道府県農業委員	会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有	•	無	
意見の概要					

令和 4年 3月 30日

#### 中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

		申請者の住所等	譲渡人	(	)							(氏名	<b>4</b> )					外	名														
	,	世調有の注別寺	譲受人	(	)							(氏名	<b>4</b> )																				
			戸	<b>T在地番</b>	高知	県高岡和	郡中土佐	町																									
申請			地	目別面積	田		I	m² ;	畑	1556㎡ (実 2193.04㎡ <i>の</i>		採草	放牧均	也		m²	その他		m²														
請に係る事	ı	申請に係る土地	10a当	0平均収穫高	田		ŀ	rg :	畑	1127	(.91 m² )	採草	放牧均	也		kg	その他																
る事項		-		こ係る土地の		古街	 f化区域			市街化訓			.		の他の	1																	
垻				圧する区域		11112	116123%			113 F7 J F	可正区级				. •>   <u>-</u>	P2-794																	
	j	事業計画		用地・工場用地等 こ記載すること)	特別	養護老/	人ホーム																										
			Ι	事計画	着	I		許可	日	カ	46		完	了	ā	午可日か	ら30年間																
		農地の区分 許可基準に定める農					第2種農地																										
		区分の該当事項	IEV)			<b>国用通知</b>	第2の1の	)オの(	(7)					条	項	),	農 地	採草 放牧地	その他														
		該当事項とした判断理 (申請に係る農地の営	農条件	申請地は、山に 業振興地域内に	こあるが	農用地で	ではない。	転用目	目的:	を達成するカ	ための																						
		及び周辺の市街地化 状況を記載すること)		代替えの農地は 施することによる							用を実	申	124	所有 く転月	権に基っ	づ	ni																
		転用候補地内の 農地の区分別面積	面積	甲種農地	第	1種農地	į	その他 1,127		n <sup>2</sup>	† 0.00 m²	計	第 4	その何				<b>/</b>															
		およびその割合	割合			-10			100 9	%	100 %	条	条	(		)	ni																
農	1	検 討 農地の区分と転用目的	事 項 <u></u> 的			意	見			意見決定の公共投資が	され	項		/21 13	権移転		893.80 m	î m²															
地転		申請土地が甲種農地 農地である場合におい			適	当	不適	当		ていない生産 の低い農地		-34		賃借移転	権設定•		ni	i m²															
用に	2	ことがやむを得ないと 資力及び信用	認められる。	ときは、その理	No.	N/c		e ste	1 :	められる。 事業計画に				地上移転	権設定・		ni	i m²															
関す	3	転用行為の妨げとなる	く接手はなおっ	よる老の同音	適	当	不適	1 =		て、問題はi れない。	忍めら		木	その				2 2															
る許可		の有無	7個で1で1円	の日の同思	あ	ŋ	な	L						(		)	n																
可基準	4	申請に係る用途に遅れ	帯なく供する	ることの確実性	確	実	不確	1 実		計画は具体 ある。	的で	農地法	EI .	1		手糸	売の状		小本本														
十から	5	行政庁の免許、許可、	認可等の	処分の見込み	確	実	不確	事		不確実の指 受けていなし	4-1		-	法第	合意	解約		8条第6項 持受領済	当事者 協議中														
みた	6	農地以外の土地の利	用見込み		<u> </u>				-	文() (( ) ) ( )																連手続	5	1 8 条	その	り他	未受付	検討中	送付済
意見	-	리프로바이지까나			確	実	不確	美	▎.	***	±11	nyu.	申	本言	Ė.	令和	4 ±	 F 3月	15 日														
	7	計画面積の妥当性			適	当	不適	当	'	事業内容に対し て、妥当といえ _ る。					, ——— 会受付	令和	4 ±																
	8	宅地の造成のみを目1 当性	的とする場合	合には、その妥	適	当	不適	当					意見			令和	4 5																
	9	周辺の農地等に係る	営農条件へ	の支障の有無	な	L	あ	ŋ		北側に国道がる 隣接土地所有:	者は申	理	知事	に送付	寸	令和	ź	F 月	В														
	10	一時転用である場合に	こは、その多	妥当性	<u> </u>					請者のため支順	障はな		指令	書接登	受	平成	左	F 月	日														
	11	<b>斗△</b> (久には.△ュ )	ァトいギマケノ	4)+c 2 ~ · · · · · ·	適	当	不適	当	1			過.	, .		^	許	-	一部許可	不許可														
		法令(条例を含む。)に 行政庁との協議の進		いいりれている	終	了	未	了					知事	の処	分	条件 平 成		無条件月	日														
			事	業の種類	事	F業施行	者		施行	<b>近面積</b>	申請地	に関係	系する	面積	j	施行時期		申請地に 土地改良															
	特定:	土地改良事業等関係	Ī	 亥当なし																													
				都市計画区均	■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	)有無		計画	<b>町区</b> 均	或内	<u>'</u> . г	計画	<b>町区</b> 垣	外	( <u>*</u>	告示	昭和 50	)年 2月	28 日)														
申詞	申請に係る土地と都市計画との関係都市計画法			第8条の	地域	地址	域地区	の種	類	_																							
	地区の決定					決	定なし																										
	申請に係る土地と 農業振興地場			或決定の	)有無		振頻	<b>東地</b> 地	或内	•	振り	興地域	好	(4)	告示	昭和 49	9年 3月	30 日)															
農	農業振興地域整備計画との関係農用地区域沿			 央定の有	定の有無 農用地区域内 ・			. [	農用	地区:	域外	(ž	央定	昭和 49	9年 3月	30 ⊟ )																	
					立地基	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。																											
	総合意見				排水は	立た必要はない。 様才は、既存の様水路に接続様水する。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。																											
	許可	が相当と認められる場	合に付する	べき条件	特にな																												
	許可が相当と認められる場合に付すべき条件特になし特になし																																

都道府県農業委員	会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有	無	
意見の概要				

### 1. 個人情報

- · III/> • II/• IV•		
	住所	名前
申請者		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程~		議案番	号	調査日		
令和3年度	令和3年度第11回 総会			号	令和4年3月17日	
総評	高知県農地法関係事務 ると判断できる。	処理要	領第1	2の2(	(1) に該当するため、証	明でき
特記事項	特になし					

#### 3. 法外審查

3. P. I H TE		
項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 向却乐辰地伝阅除事伤处理安祺第120	2 (1) (Lわり)	る証明の対象の確認
項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日 (昭和27年10月21日)よりも前から非農地であった土地		
イ 自然災害による災害地等で農地への 復旧ができないと認められる土地	ウ	現地は、昔より原野として使用されており、証明対象と判断できる。
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった 土地で、 <u>耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄</u> され たため自然潰廃した土地で、農地への復 旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施 設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案 等で転用行為が完了している土地		

担当委員:	山本 孝志委員
作成:	事務局 小松 舞

#### 1. 個人情報

- · III > • II • I I • ·		
	住所	名前
申請者		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程~	する総会		議案番号				調査日	
令和3年度	第11回 総会	第	3-2	号		令和4	4年3月16	6⊟
総評	高知県農地法関係事務 ると判断できる。	処理要	領第12	の2 (	(1)	に該当る	するため、	証明でき
特記事項	特になし							

#### 3. 法外審查

O. E/184		
項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日 (昭和27年10月21日) よりも前から非農地であった土地		
イ 自然災害による災害地等で農地への 復旧ができないと認められる土地	ウ	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった 土地で、 <u>耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄</u> され たため自然潰廃した土地で、農地への復 旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施 設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案 等で転用行為が完了している土地		

担当委員:	岩本 隼夫委員
作成:	事務局 小松 舞

## 1. 個人情報

11 12 -114 17:		
	住所	名前
申請者		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程~	する総会		議案番号			Ī	調査日	
令和3年度	第11回 総会	第	3-3	号		令和4	年3月16	6⊟
総評	高知県農地法関係事務 ると判断できる。	処理要	領第12	の2 (	(1)	に該当す	「るため、	証明でき
特記事項	特になし							

#### 3. 法外審查

	==	1112
項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日 (昭和27年10月21日) よりも前から非農地であった土地		
イ 自然災害による災害地等で農地への 復旧ができないと認められる土地	ウ	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった 土地で、 <u>耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄</u> され たため自然潰廃した土地で、農地への復 旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施 設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案 等で転用行為が完了している土地		

担当委員:	政岡 直文委員
作成:	事務局 小松 舞

### 1. 個人情報

= :   > •   ->			
	住所	名前	
申請者			

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

I	上程する総会		議案番号		調査日				
	令和3年度第11回 総会		第	3-4	号		令和4年3月	<b>∃16</b>	38
	総評	高知県農地法関係事務ると判断できる。	処理要	領第12	の2(	(1)	に該当するた	め、	証明でき
	特記事項	特になし							

### 3. 法外審查

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日(昭和27年10月21日)よりも前から非農地であった土地		
イ 自然災害による災害地等で農地への 復旧ができないと認められる土地	ウ	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった 土地で、 <u>耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄</u> され たため自然潰廃した土地で、農地への復 旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施 設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案 等で転用行為が完了している土地		

担当委員:	岩本 隼夫委員
作成:	事務局 小松 舞